

熊取町基幹相談支援センター運営業務委託法人募集要項

1. 募集の目的

熊取町（以下「町」という。）では、障がいのある人もない人も住み慣れた地域でいきいきと暮らすことができる共生のまちづくりの実現に向け、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）第77条の2第1項に規定する基幹相談支援センターの運営業務を委託する法人を募集します。

本募集要項は、基幹相談支援センター運営業務を委託するにあたり、公募型プロポーザル方式（以下「プロポーザル」という。）に関して、必要な手続きを定めるものです。

2. 業務概要

(1) 業務名

熊取町基幹相談支援センター運営業務委託

(2) 業務の内容

別紙「仕様書」による。

(3) 設置場所

熊取町内

(4) 業務委託の期間

令和8年10月1日から令和9年3月31日まで（但し、令和9年度以降は、当該年度の事業の実績を鑑み、予算措置を前提として、業務委託期間を延長することができるものとする。）

※契約締結後から令和8年9月30日までの間を準備期間として、次の業務を行う。

ア 必要な人員の確保及び研修の実施

イ 業務に必要な物品の準備

ウ その他、町と受託者が協議の上、決定した事項

これらに伴う費用は、原則受託者が負担する。

3. 業務委託の上限額（令和8年度）

7,250,000円（初期費用や消費税を含む）とする。

・以下に掲げる費用については業務委託料に含まないものとする。

ア 自動車等を配備する場合には、費用や自動車運用に係る交通事故等の損害金、その他自動車整備に関する一切の責任は受託者が負うものとする。

イ 設備類（机、椅子等）の購入に係る経費

4. 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、熊取町基幹相談支援センター運営業務を適切、公正、中立かつ効率的に実施することができる法人で、次に掲げる要件を全て満たすこと。

(1) 基幹相談支援センターの開設までに、熊取町内に事業所を有すること。

設置する予定である場合、建物は建築基準法やその他の法令を遵守していること。

- (2) 法第 51 条の 19 及び法第 51 条の 20 の指定を受けている相談支援事業所を有すること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- (4) 熊取町暴力団排除条例（平成 24 年熊取町条例第 26 号）第 2 条第 1 号から同第 3 号までに該当する者でないこと。
- (5) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (6) 民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続き開始の申立てがなされている者でないこと。
- (7) 直近 3 年間法人市町村民税、法人税の滞納がないこと。
- (8) 応募法人の役員等が過去 5 年以内の障がい福祉サービス等に関し不正または著しい不当な行為をした者でないこと。
- (9) 応募法人の役員等が福祉に関する法律で罰金の刑に処せられ、その執行を受けることがなくなるまでの者でないこと。

5. スケジュール

事 項	日 程
募集要項の公表	令和 8 年 2 月 12 日（木）
質問受付期間	令和 8 年 2 月 12 日（木）～2 月 18 日（水）
質問に対する回答	令和 8 年 2 月 27 日（金）
プロポーザル参加申込書の受付期間	令和 8 年 3 月 9 日（月）～3 月 18 日（水）
参加確認の通知	令和 8 年 3 月 27 日（金）
企画提案書等の受付期間	令和 8 年 4 月 6 日（月）～4 月 13 日（月）
プレゼンテーション	令和 8 年 4 月 24 日（金） 予定
選定結果の通知	プレゼンテーションから 1 週間を目途に通知
優先交渉権者と契約締結に向けた協議	令和 8 年 5 月～6 月
委託法人の決定（契約締結）及び公表	令和 8 年 6 月下旬
設置に向けた準備期間	令和 8 年 7 月～9 月

6. プロポーザルへの参加手続き

(1) 募集要項の配布

ア 配布期間

令和 8 年 2 月 12 日（木）から令和 8 年 2 月 18 日（水）まで

※窓口での配布は 9 時 00 分～17 時 00 分

イ 配布方法

熊取町ホームページからダウンロード、もしくは熊取町健康福祉部障がい福祉課（熊取ふれあいセンター 1 階）窓口にて配架

(2) 質問の受付

ア 受付期間

令和8年2月12日(木)9時00分から令和8年2月18日(水)17時00分まで(必着)

イ 提出方法

質問票(様式1)に必要な事項を記入の上、電子メールで提出すること。質問1件につき1枚提出し、件名を「基幹相談支援センター設置運営法人の募集に関する質問(法人名)」とし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

ウ 回答方法

回答は、令和8年2月27日(金)(予定)に町のホームページで公表することとし、口頭などによる個別の対応を行わない。

(3) 参加申込書の提出及び参加辞退

ア 参加申込書

①受付期間

令和8年3月9日(月)9時00分から令和8年3月18日(水)17時00分まで(必着)

②提出方法

熊取町基幹相談支援センター運營業務委託事業所プロポーザル参加申込書(様式2)に必要な事項を記入し、電子メールで提出すること。件名を「基幹相談支援センター参加申込書(法人名)」とし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

イ 参加確認通知

町は、参加申込を確認し、参加確認通知を令和8年3月27日(金)までに電子メールで通知する。なお、町の確認を受けない限り、プロポーザルには参加できない。

ウ 参加辞退

参加申込をした者(以下「応募者」という。)はプロポーザル参加辞退届(様式3)の提出により、プロポーザルの参加を辞退することができる。提出は電子メールとし、件名を「基幹相談支援センター参加辞退届(法人名)」とし、メール送信後、電話でメールの到着を確認すること。

(4) 企画提案書等の受付

応募者は企画提案書提出届(様式4)に必要な事項を記入の上、次に掲げる書類を添えて、提出期間内に障がい福祉課へ持参、または郵送により提出すること。なお、企画提案書等の作成及び提出に要する費用は、応募者の負担とし、提出書類は返却しないものとする。

※郵送する場合は、配達証明等、到着日時の記録が残る方法をとること。

ア 提出期間

令和8年4月6日(月)9時00分から13日(月)17時00分まで(必着)

イ 提出部数

11部(正本1部、副本10部(副本はコピー可))

ウ 提出場所

熊取ふれあいセンター1階 熊取町健康福祉部障がい福祉課

エ 提出書類

①企画提案書届出書（様式4）

②法人の定款、規約、直近3年間の貸借対照表及び損益計算書、履歴事項全部証明書（発行後3ヶ月以内のもの）、法人市町村民税の直近3年分の納税証明書（各市町村の税担当課で発行される）、法人税、消費税及び地方消費税の直近3年分の納税証明書（税務署で発行される）。

③法人概要・法人実績（様式5）

※添付書類：法人組織図、代表者履歴書、役員名簿（いずれも最新のもの）

④印鑑証明書（提出日において発行の日から3ヶ月以内のもの）

⑤基幹相談支援センター運営業務企画提案書（様式6）

⑥基幹相談支援センター収支計画書（様式7）

⑦人員体制（様式8）

⑧配置予定職員に関する調書（様式9）

⑨専門職員経歴書（様式10）

⑩参考見積書（様式11）

オ 提出方法

提出書類は、A4フラットファイルに上記「エ 提出書類」の順番に左綴じとし、表紙に「熊取町基幹相談支援センター 企画提案書」及び「法人名」を記載すること。

7. 審査及び選考

(1) 選考委員会

熊取町基幹相談支援センター設置運営法人を評価するため、選考委員会を設置する。

(2) 選考方法

応募者より提出された企画提案書及びプレゼンテーション等の内容を総合的に判断し、選考委員会の評価を参考に審査基準による総得点が総配点の6割以上で、町が決定した最も評価の高い者を優先交渉権者に、次に得点の高い者を次点交渉権者に決定する。

(3) 審査基準

別紙「審査基準」による。

(4) プレゼンテーション

実施時間や実施場所等の詳細は別途通知する。

ア 実施日

令和8年4月24日（金）※予定

イ 実施場所

熊取ふれあいセンター内

ウ 出席者

1事業者につき3名まで

エ 実施方法

1事業者につき40分程度を予定（説明：20分、質疑応答：20分）

(5) 選考結果

プレゼンテーションから1週間を目途に通知する。
選考結果については、ホームページで公表する。

8. 失格事項

次のいずれかに該当する場合は失格とし、参加資格を失うものとする。

- (1) 提出書類が本募集要項の提出方法に適合しない場合
- (2) 提出書類が本募集要項に示された条件に適合しない場合
- (3) 虚偽の内容が記載されている場合
- (4) その他本募集要項に違反すると認められた場合
- (5) 審査の公平性を害する行為があった場合

9. 契約

- (1) 優先交渉権者と契約条件等について、業務委託契約締結に向けて協議を行う。

業務委託契約の条件等は、仕様書及び企画提案書等の内容を基本とする。

- (2) 優先交渉権者が委託契約を締結又は履行することができない何らかの事由が生じた場合は、次点交渉権者と当該業務委託について交渉を行うことができるものとする。

- (3) 契約保証金

契約締結にあたり、受託者は契約保証金を納付しなければならない。契約保証金の金額は、契約代金の額の100分の10以上とする。

納付方法、免除等については、熊取町契約規則（平成14年規則第12号）によるものとする。

10. 問い合わせ先

熊取町健康福祉部障がい福祉課

〒590-0451 大阪府泉南郡熊取町野田一丁目1番8号

熊取ふれあいセンター1階

電話：072-452-6289（直通）

fax：072-453-7196

メール：shougai@town.kumatori.lg.jp